令和7年10月香川県広域水道企業団議会定例会

債 権 放 棄 報 告 書

(香川県広域水道企業団債権管理条例第14条第2項の規定に基づくもの)

香川県広域水道企業団

債権の放棄について

香川県広域水道企業団債権管理条例(平成30年香川県広域水道企業団条例第22号)第14条第1項の規定により債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

1 水道事業会計

債権の名称	債権金額	債権を放棄した理由	放棄決定日	
水道料金	13, 156, 165 円	香川県広域水道企業団債権管理条例	令和7年3月31日	
水 道 料 金 		第14条第1項第1号から第3号までに該当		
水道加入金	514, 500 円	香川県広域水道企業団債権管理条例	令和7年3月31日	
水道加入金		第14条第1項第1号又は3号に該当		
水道開始手数料	126, 555 円	香川県広域水道企業団債権管理条例	令和7年3月31日 令和7年3月31日	
		第14条第1項第1号又は3号に該当		
給水装置修繕工事代金	22,600 円	香川県広域水道企業団債権管理条例		
		第14条第1項第1号に該当	77414 4 3 月 31 日	
検 査 手 数 料	8, 198 円	香川県広域水道企業団債権管理条例 8 108 III		
		第14条第1項第1号又は3号に該当	令和7年3月31日	
材料壳却収益	4,500円	香川県広域水道企業団債権管理条例		令和7年3月31日
		第14条第1項第1号に該当	рүн (+ 5 Д 31 Д	

2 工業用水道事業会計

	情権の名称 債権を放棄した理由		放棄決定日	
→ c	道 料 金 807.840円	香川県広域水道企業団債権管理条例	△手□7年9日91日	
水道	1 料 金 807,840円	第14条第1項第3号に該当	令和7年3月31日	